## 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

平成 24 年 5 月 21 日発効

委託者は、家内労働法第14条により、定められた最低工賃以上の金額を支払わなければなりません。

1 適用する家内労働者及び委託者の範囲

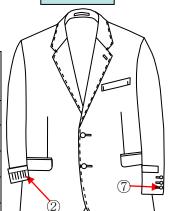
鳥取県内で、男子既製洋服製造業に係る背広上衣、ズボンのまとめの業務、又は、婦人既製洋服製造業に係るワンピー ス、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

## 2 最低工賃額

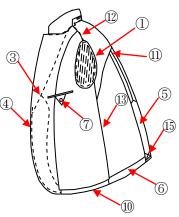
## (1) 男子既製洋服のまとめの業務

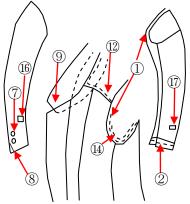
次の表の品目欄、工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額 ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1 センチメートル単位で換 算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

	品目	   エ 程 		金額		
	背広上衣	そで付け裏まつり		1枚につき	114 円 94 銭	1
		そで口裏まつり		1枚(28 センチメートル×2)につき	57 円 47 銭	2
		見返し奥星入れ		140 センチメートルにつき	93 円 39 銭	3
		見返し7ミリメートル星入れ		75 センチメートルにつき	50 円 29 銭	4
		ベンツまつり		1 か所(6 センチメートル)につき	10 円 78 銭	⑤
		背すそまつり		1枚につき	35 円 92 銭	6
		小ボタンのボタン付け		1個につき	7円18銭	7
		そであきまつり		1枚につき	14 円 37 銭	8
		えり折り返し裏まつり		1枚につき	14 円 37 銭	9
男		前裏すそまつり		1 枚(28 センチメートル×2)につき	71 円 84 銭	10
子 既		背裏鎖止め		1 か所につき	14 円 37 銭	1
男子既製洋服		肩裏まつり		1枚につき	35 円 92 銭	12
		背わきまつり		1枚につき	14 円 37 銭	13)
		そで裏星入れ		1枚につき	28 円 73 銭	14)
		ベンツ止め		1 か所につき	3 円 59 銭	15)
		カード付け		カード1枚につき	3 円 59 銭	16)
		ネーム付け		ネーム 1 枚につき	7円18銭	17)
		糸くず取り		1枚につき	57 円 47 銭	
	ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部に ついて行うもの	1本につき	14 円 37 銭	1
			わたり部について 行うもの	1本につき	21 円 55 銭	2
		ボタン付け		1個につき	7円18銭	3
		腰裏後端まつり		1本につき	7円18銭	4
		糸くず取り		1本につき	21 円 55 銭	



背広上衣





ズボン

最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 電話(0857)29 - 1705

鳥取労働基準監督署 米子労働基準監督署

倉吉労働基準監督署

電話(0857)24 - 3211

電話(0859)34 - 2231

電話(0858)22 - 6274



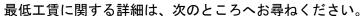
## (2) 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1 センチメートル単位で換算した金額とし、

1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

			T	ı		1
	品目	工 程	. 規 格	金額		
婦人既製洋服	ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針 以上	1か所につき	10 円	1
		すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針 以上	20 センチメートルに つき	14 円	2
		スナップ付け	1 センチメートル型	1組につき	18 円	3
		かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2 つ 穴	1組につき	20 円	4
		ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ穴、根 巻き 4 回以上	1個につき	7 円	5
		鎖糸ループ付け	糸ループの長さ 5 センチメートル (ベルト通しループを除く)	1か所につき	10 円	6
		プリーツしつけ	×印しつけ止め	1 か所につき	4 円	7
		肩パット付け	部分止め	1組につき	25 円	8
		カフス付け	カフスカバーまつり、かん ぬき止め	1枚につき	32 円	9
		糸くず取り		1枚につき	15 円	
	スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	10 円	1
		すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20 センチメートルに つき	14 円	2
		スナップ付け	1 センチメートル型	1組につき	18 円	3
		かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	21 円	4
		ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ穴、根 巻き 4 回以上	1個につき	7 円	5
		鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベ ルト通しループを除く)	1 か所につき	7 円	6
		プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	4 円	
		糸くず取り		1枚につき	15 円	
	ブ	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	10 円	
	ブラウス	ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ穴、根 巻き 4 回以上	1個につき	6 円	
		糸くず取り		1枚につき	14 円	



鳥取労働局労働基準部賃金室 電話 (0857) 29 - 1705 鳥取労働基準監督署 電話 (0857) 24 - 3211 米子労働基準監督署 電話 (0859) 34 - 2231

**倉吉労働基準監督署** 電話 (0858) 22 - 6274

7 スカート

ワンピース

厚生労働省のホームページに、「**家内労働法の概要**」等が掲載されていますので、参考にしてください。 (http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei\_toukei/chingin\_kanairoudou/oshirase/001.html)